

(別添)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

新 旧 対 照 条 文

目次

|   |    |    |    |    |    |   |
|---|----|----|----|----|----|---|
| ◎ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第一条関係）                        | 64 | 62 | 59 | 52 | 48 | 1 |
| （平成十一年厚生省令第四十三号）（第二条関係）                                   | ・  | ・  | ・  | ・  | ・  | ・ |
| ◎ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（第三条関係）                       | ・  | ・  | ・  | ・  | ・  | ・ |
| ◎ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成十一年厚生省令第三十七号）（第四条関係） | ・  | ・  | ・  | ・  | ・  | ・ |
| ◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準<br>（平成十一年厚生省令第三十八号）（第五条関係）    | ・  | ・  | ・  | ・  | ・  | ・ |
| ◎ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成十一年厚生省令第三十九号）（第六条関係）   | ・  | ・  | ・  | ・  | ・  | ・ |



|  |     |
|--|-----|
| ◎ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（第十五条関係）   | 92  |
| ◎ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準<br>（昭和四十一年厚生省令第十九号）（第十六条関係）   | 96  |
| ◎ 社会保険労務士法施行規則<br>（昭和四十三年厚生省令第一号）（第十七条関係）  | 97  |
| ◎ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則<br>（平成元年厚生省令第三十四号）（第十八条関係）  | 99  |
| ◎ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則<br>（平成四年労働省令第十八号）（第十九条関係）   | 101 |
| ◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則<br>（平成十一年厚生省令第三十六号）（第二十条関係）                    | 103 |
| ◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成十一年厚生省令第四十一号）（第二十一条関係） | 132 |

◎厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置  
及びその適用を受ける特定事業を定める省令

(平成十五年厚生労働省令第百三十二号) (第二十二条関係) · · · · · · · · · ·

◎介護保険法施行規則の一部を改正する省令

(平成十八年厚生労働省令第百六号) (第二十三条関係) · · · · · · · · · ·

◎軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成二十年厚生労働省令第百七号) (第二十四条関係) · · · · · · · · · ·

◎厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号) (第二十六条関係) · · · ·

◎ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

新旧対照条文

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改<br>正<br>案                              | 現<br>行                                 |
|--|--|
| 目次                                       | 目次                                     |
| 第一章・第二章 （略）                              | 第一章・第二章 （略）                            |
| 第三章 保険給付                                 | 第三章 保険給付                               |
| 第一節 通則（第三十四条—第三十四条の二十一）                  | 第一節 通則（第三十四条—第三十四条の十三）                 |
| 第二節～第五節 （略）                              | 第二節～第五節 （略）                            |
| 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設                    | 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設                  |
| 第一節～第九節 （略）                              | 第一節～第九節 （略）                            |
| 第十節 介護サービス情報の公表（第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二の二） | 第十節 介護サービス情報の公表（第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二） |
| 第五章～第八章                                  | 第五章～第八章                                |
| 第九章 雜則（第一百六十五条の二—第一百六十五条の六）              | 第九章 雜則（第一百六十五条の二—第一百六十五条の四）            |
| 第十章 （略）                                  | 第十章 （略）                                |
| 附則 （略）                                   | 附則 （略）                                 |
| （法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）             | （法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）           |
| 第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、         | 第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、       |

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の二及び第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

255 （略）

（法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の二 法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であつて、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第十七条の五において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

255 （略）

（新設）

助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者)

第十七条の二の二 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

(法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準)

第十七条の二の三 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二の四 法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の三 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十八項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第十七条の四 法第八条第十八項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の世話を適切に行うこと

(新設)

(法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の二 法第八条第十五項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の三 法第八条第十六項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第十七条の四 法第八条第十七項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に規定する日常生活上の世話を適切に行うこと

とができるサービスの拠点とする。

とができるサービスの拠点とする。

(法第八条第十八項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の五 法第八条第十八項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める者)

第十七条の六 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事（地域密着型特定施設（法第八条第二十項）に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。）の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。）（当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村（以下この号において「他の市町村」という。）が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長））が認める者

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の七 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の五 法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者)

第十七条の六 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事（地域密着型特定施設（法第八条第十九項）に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。）の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。）（当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村（以下この号において「他の市町村」という。）が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長））が認める者

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の七 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留

意事項とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の八 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の地域密着型特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の九 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上の留意事項とする。

(法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上の留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担しなければならない費用の額とする。

(法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める事項)

意事項とする。

(法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第十七条の八 法第八条第十九項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の地域密着型特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

(法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項)

第十七条の九 法第八条第二十項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上の留意事項とする。

(法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第八条第二十一項の厚生労働省令で定める事項は、当該居宅要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上の留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者が負担しなければならない費用の額とする。

(法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項)

第十九条 法第八条第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供するまでの留意事項とする。

(法第八条第二十七条の厚生労働省令で定める要介護者)

第二十条 法第八条第二十七条の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十二条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第十九条 法第八条第二十三項の厚生労働省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針並びに健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題並びに提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供するまでの留意事項とする。

(法第八条第二十五条の厚生労働省令で定める要介護者)

第二十条 法第八条第二十五項の厚生労働省令で定める要介護者は、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者とする。

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の四 令第十二条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。